

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて

(1) 特定親族特別控除に係る規定の追加(令和 8 年 1 月 1 日施行)

地方税法において、所得割の納税義務者が生計を一にする大学生年代（年齢 19 歳以上 23 歳未満）の親族等に係る「特定扶養控除」の適用要件が次のとおり見直され、「特定親族特別控除」が創設されたことに伴い、創設された「特定親族特別控除」に係る規定を条例に追加する。

【改正前】適用要件と控除額

適用	親族等の 合計所得金額	(参考) 給与所得のみの場合の収入金額	控除額
特定扶養控除	48 万円以下	103 万円以下	45 万円

↓

【改正後】適用要件と控除額

適用	親族等の 合計所得金額	(参考) 給与所得のみの場合の収入金額	控除額
【拡充】特定扶養控除	58 万円以下	123 万円以下	45 万円
【創設】 特定親族特別控除	58 万円超 95 万円以下	123 万円超 160 万円以下	
	95 万円超 100 万円以下	160 万円超 165 万円以下	41 万円
	100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	31 万円
	105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円以下	21 万円
	110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円以下	11 万円
	115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円以下	6 万円
	120 万円超 123 万円以下	185 万円超 188 万円以下	3 万円

(2) 勤労学生に関する市民税の減免規定の所得要件の改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）

勤労学生控除の適用要件である前年の所得合計金額要件が現行 75 万円から 85 万円に 10 万円引き上げられたことに合わせ、令和 8 年度課税より勤労学生に関する市民税の減免規定の所得金額要件を 10 万円引き上げる。

【改正前】

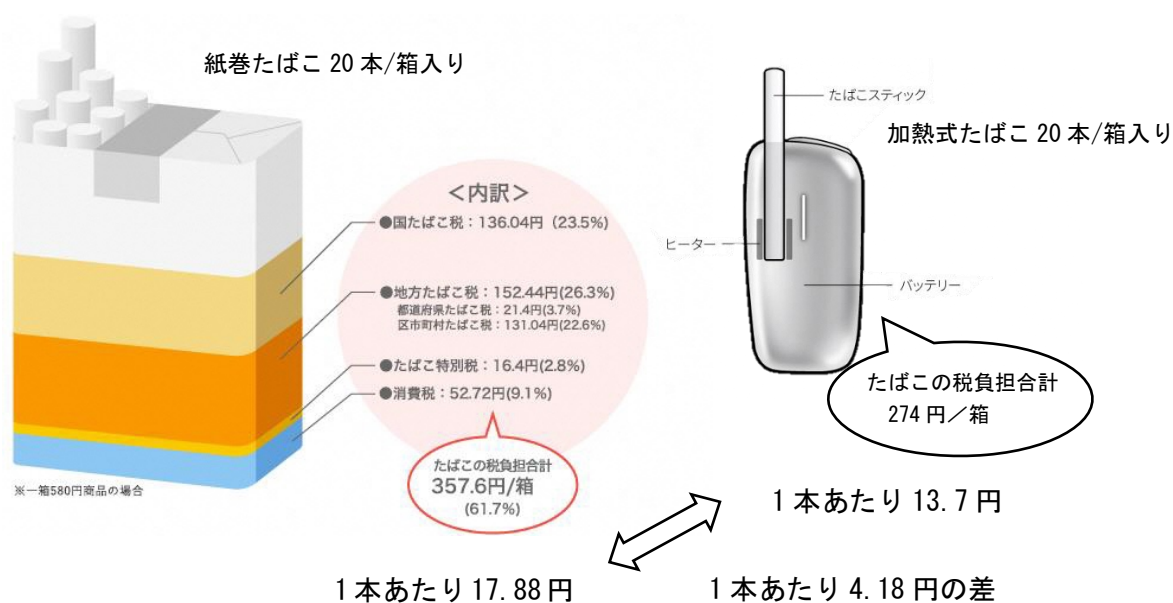
勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>700,000 円以下の者</u> ・・・税額の全部	勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>800,000 円以下の者</u> ・・・税額の全部
勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>700,000 円を超え 750,000 円以下の者</u> ・・・税額の 10 分の 3 相当額	勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>800,000 円を超え 850,000 円以下の者</u> ・・・税額の 10 分の 3 相当額

【改正後】

(3) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定の整備（令和8年4月1日施行）

「加熱式たばこ」が「紙巻たばこ」よりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている（1本あたり2円～5円の差がある）現状を踏まえ、当分の間の「紙巻たばこ」への本数換算方法についての特例規定を整備

<参考例>



【改正前】 重量と価格による換算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{あたりの葉たば} \\ \text{こ・溶液の重量} \\ \hline 0.4 \text{ g} \\ \hline \end{array} \times 0.5 + \begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{当たりの小売価格} \\ \hline \text{約 25.4 円} \\ \hline \end{array} \times 0.5$$

【改正後】 重量のみで換算する方式に改正

① スティック型の加熱式たばこ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱あたりの葉たばこ等の重量} \\ \hline 0.35 \text{ g} \\ \hline \end{array}$$

※ 1 本あたりの重量が 0.35 g 未満である場合は、スティック型の加熱式たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する（最低課税）。

② 上記①以外の加熱式たばこ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{加熱式たばこ 1 箱あたりの葉たばこ等の重量} \\ \hline 0.2 \text{ g} \\ \hline \end{array}$$

※ 上記①以外の加熱式たばこの 1 箱あたりの重量が 4 g 未満である場合は、上記①以外の加熱式たばこ 1 箱をもって紙巻たばこ 20 本に換算する（最低課税）。

- ・実施時期は、激変緩和等の観点から下記の２段階で実施

実施時期	換算方法
令和８年４月１日から	改正前の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5
令和８年１０月１日から	改正後の換算本数×1.0

（４）その他

ア．公示送達の方法の改正（地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日施行）

① 改正の経過

令和５年度地方税制改正により地方税法は令和５年３月３１日に改正され、このたび、公示事項の閲覧方法に関する地方税法規則改正省令が公布（令和７年３月３１日公布）されたことに合わせ条例の改正を行う。

② 改正の概要

- ・公示送達について、インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態にする措置をとる。
- ・公示事項をパソコン等の画面に表示することで公示送達を行うことを可能とする。

イ．文言等の修正